

標題 : 総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（2025年4月1日施行のフレックスタイム制の見直し関係）」  
発信番号 : 自治労情報2024第0073号  
発信日付 : 2024年3月30日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は3月29日、通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（2025年4月1日施行のフレックスタイム制の見直し関係）」を发出了しました。

国家公務員については、今回の改正により、①勤務時間を割り振らない日を設定できる対象を一般の職員に拡大、②職員から申告があった場合において、勤務時間の勤務開始後の割振り変更を可能に、③勤務時間の割振り等の基準について勤務時間の割振りの直前及び直後に少なくとも連続11時間の間隔を設けている場合には、人事院の協議を不要とする、④フレックスタイム制における職員の区分の廃止・基準の統一化、などが行われます。（いずれも2025年4月実施）

これをうけて、総務省通知では、フレックスタイム制を導入していない自治体に対して、条例化の検討を求めたほか、フレックスタイム制度を導入している自治体へも「制度の更なる柔軟化」について検討するよう助言しています。そのうえで、条例（例）の改正（新旧対照表）と、「地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について（通知）」の改正について、を示しました。

フレックスタイムについては、組合員の働き方に関するさまざまなニーズもあり、組合員の希望や要望に基づいて運用や制度設計がされることが重要です。

一方で人事院からは今回の通知とあわせて、早出遅出制度についても柔軟化を図る内容が盛り込まれた通知が发出されています。総務省は通知で労働基準法の遵守について触れつつ、国家公務員における関連法及び人事院規則等の内容を踏まえた適切な措置を講じることを求めています。自治体におけるこれらへの対応については、自治労としても検討すべき事項が多岐にわたると考えられます。

自治労情報2024第0072号でもお知らせしたとおり、勤務間インターバルの導入及びフレックスタイム制等の改正にかかる総務省等の通知については、4月23日の第3回県本部労働条件担当者会議において説明しますので、内容に関わるお問い合わせについてはしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

フレックスタイム制の見直しに関わって发出された通知等については、添付のとおりです。

添付ファイル :  
総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」（フレックスタイム制の見直し関係）.pdf  
総務省通知「地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について」改正後全文.pdf  
地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について（総務省通知新旧対照表）（参考）.pdf  
勤務時間条例（例）（参考）.pdf  
人事院規則改正前後表（※勤務間インターバルの自治労情報の添付データと同じ）.pdf  
人事院事務総長通知の一部改正について（2025年4月以降）.pdf  
人事院職員福祉局長通知「2025年4月のフレックスタイム制の改正施行時の取扱い等について」.pdf  
人事院職員福祉局長通知「早出遅出勤務の円滑な運用について」.pdf  
人事院職員福祉局長通知の一部改正について（2025年4月以降）.pdf  
人事院職員福祉課長通知の整備について（2025年4月以降）.pdf